

甲斐市飼い主のいない猫対策 ガイドブック

～人と猫の共生する地域社会を目指して～



令和4年4月

<目次>

はじめに	1
定義	2
猫の本能・習性	3
飼い主のいない猫が増えて困っていませんか？	5
地域猫活動とは	6
地域猫活動の効果	7
地域猫活動の役割分担	8
地域猫活動の流れ	10
飼い主のいない猫対策について	14
飼い猫の適正飼育	16
猫に関する法令等	18
よくある質問 Q & A	19

<はじめに>

甲斐市には『近所で猫が増えて困っている。』『ふん尿や鳴き声などにより困っている。』など、飼い主のいない猫(いわゆる、野良猫)による被害の相談が多く寄せられています。

これらの飼い主のいない猫に関する問題は、もともと一部の無責任な飼い主が猫を捨てたり、不妊去勢手術をせずに屋外で飼育していて外で子猫が産まれてしまったりしたことに起因するものです。そして、そのような子猫に『かわいそう』という理由から無秩序にエサを与えてしまった結果、望まれず生まれてくる子猫をさらに増やしてしまいます。飼い主のいない猫が増えてしまうと、今まで気にならなかったふん尿や鳴き声も迷惑に思うようになり、動物が好きな人でさえも猫が嫌いになってしまう場合があります。また、地域の中で、迷惑を受けている人と猫にエサを与えている人との間でトラブルに発展する場合があります。

各自治体では、猫による問題を地域で解決するため、「地域猫活動」と呼ばれる方法の支援が進められるようになってきました。このような地方自治体が支援する活動に端を発し、国も平成22年に「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」(環境省発行。以下「ガイドライン」という。)を作成し、「地域猫」に関する記載をしました。

この冊子(ガイドブック)では、飼い主のいない猫と共生するため、「ガイドライン」に基づき地域猫活動についての基本的な考え方、手法などを記載しています。飼い主のいない猫による迷惑やトラブルを減らしたい人やかわいそうな猫を減らしたい人が、ともに地域の問題として取り組む際、このガイドブックを活用していただければ幸いです。

<定義>

(1) 飼い猫

特定の飼い主が飼養し、または管理する猫のことで、その飼養環境によって、「内猫」と「外猫」に分類します。

(ア) 内猫

飼い猫のうち、屋内のみで飼養されている猫のこと。ふん尿の処理や不妊去勢手術、疾病予防等については、飼い主に管理されています。

(イ) 外猫

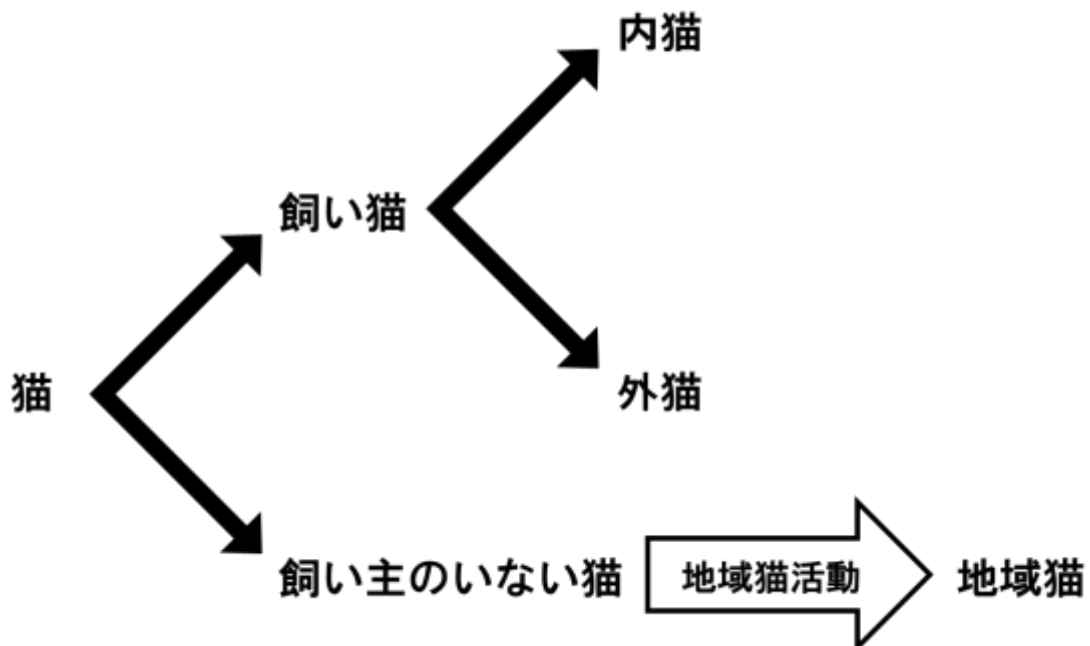
飼い猫のうち、屋内外を自由に往来できる猫のこと。ふん尿の処理や不妊去勢手術、疾病予防等については、飼い主が管理できていない猫もいます。

(2) 飼い主のいない猫

明確な所有者がおらず、地域住民による管理もされていない猫のこと。

(3) 地域猫

特定の飼い主はいないが、エサやふん尿の処理、不妊去勢手術について管理されている猫のこと。



＜猫の本能・習性＞

(1) 繁殖

オスは、生後6か月頃から初歩的な性行動が見られるようになり、一般的には、生後18か月頃から放浪、ケンカ、尿を壁などに吹き付ける尿スプレーが顕著となります。

メスは、生後4～12か月頃から発情が始まり、一般的に年に2～4回妊娠します。妊娠期間は約2か月で1回に4～8匹の子猫を産みます。

(2) 社会生活

猫は、一般的に単独で生活し、一定の広さの縄張りを持ちます。縄張りは、他の猫と重複することがありますが、同じ場所であっても時間帯等で住み分けなどを行っています。エサとなるものが少なければ広い縄張りが必要になりますが、エサとなるものが多ければ縄張りは狭くても問題無いため、屋内だけで飼養しても猫がストレスを感じることはありません。

(3) 行動範囲

外猫の場合は、主に飼い主の家とその周辺の庭程度、内猫の場合は飼い主の家が行動範囲となります。また、メスや去勢されたオスの行動範囲は小規模で狭くなると言われていますが、去勢していないオスは、移動距離が 500m～1km (去勢済みなら 250m～500m)あり、発情期には近くにメスがいないと、メスのいるところまで遠距離の移動をすることがあります。

(4) マーキング行為

猫が汗や尿などを環境中に残す行動で、自分の存在を他の猫に知らせる意味を持ちます。これにより猫は縄張りを主張したり、交配相手を探したりすることができます。

(5) 爪とぎ

猫の特徴的な行動で、常に伸びる爪を適当な間隔で研ぐだけではなく、生活圏に爪痕を残す視覚的マーキングと足の裏から出る汗を残す嗅覚的マーキングを同時に行う役割があります。

(6) 尿スプレー

縄張りを主張する時や不安を感じた時などに尾を上げて柱などに尿を噴射する行動です。オスは去勢手術をすることで、この尿スプレーを抑制することができます。

(7) 擦り付け

顔や脇腹を擦り付ける行動で、人に対しては安心や親愛の情を示していると考えられており、猫同士で擦り付けるのはコミュニケーションのひとつと考えられています。

(8) 鳴き声

子猫が母猫に甘えたり、訴えたりする鳴き声、母猫が子猫を呼び寄せたりする鳴き声、発情期の誘い合うような鳴き声など、猫同士のコミュニケーションの手段として使われているほか、警戒や威嚇、闘争の鳴き声などがあります。

(9) 夜行性

猫は本来、夜行性の動物で、闇夜でもよく目が見えます。そのため夜間に活動が活発化しますが、夜間ずっと活動しているわけではなく、昼夜問わず寝たり起きたりの生活をしています。

(10) グルーミング(毛づくろい)

全身を舐めたり、前肢で顔を洗ったりする行動で、皮脂腺を刺激して毛に防水性を保たせることや、暑いときの体温調整など健康を保つための基本行動です。過度なグルーミングは強いストレスを感じている可能性があり、不十分なグルーミングは病気などの異常がある可能性があります。

(11) 排せつ

花壇などの柔らかい砂地や土に排せつすることを好み、排せつ物を埋めて隠す習性があります。また、排せつ場所を決める習性があるため、特定の場所に排せつするようしつけることができますが、清潔にしておかないと、汚れた砂などを嫌って他の場所で排せつしてしまうことがあります。

(12) 寿命

屋内飼養の猫の平均寿命は、ペットフードの改良や動物病院受診率の上昇など飼養環境の向上により年々伸びており、約15年程度と言われています。なかには20年以上生きた猫もいます。ただ飼い主のいない猫の寿命は、一般的に4～5年と言われています。

< 飼い主のいない猫が増えて困っていませんか？ >

○ある人は「かわいそうな猫を助けたい」と思っている。

- ・お腹をすかせた猫を助けたい
- ・エサを与えたいが増えてしまうと困る
- ・飼いたいけど飼うことができない
- ・猫のために何かしたい



○ある人は「飼い主のいない猫に迷惑している」と感じている。

- ・庭などにフンやおしっこをされて悪臭がする
- ・鳴き声がうるさい
- ・花壇を掘り返されてしまった
- ・車に乗って傷を付けられた
- ・子猫が増えて困っている



どちらの考えの人も、かわいそうな飼い主のいない猫や迷惑している飼い主のいない猫を減らしたいと望んでいます。



では、どうすれば飼い主のいない猫を減らすことができるでしょうか？

そこで

地域猫活動

です！

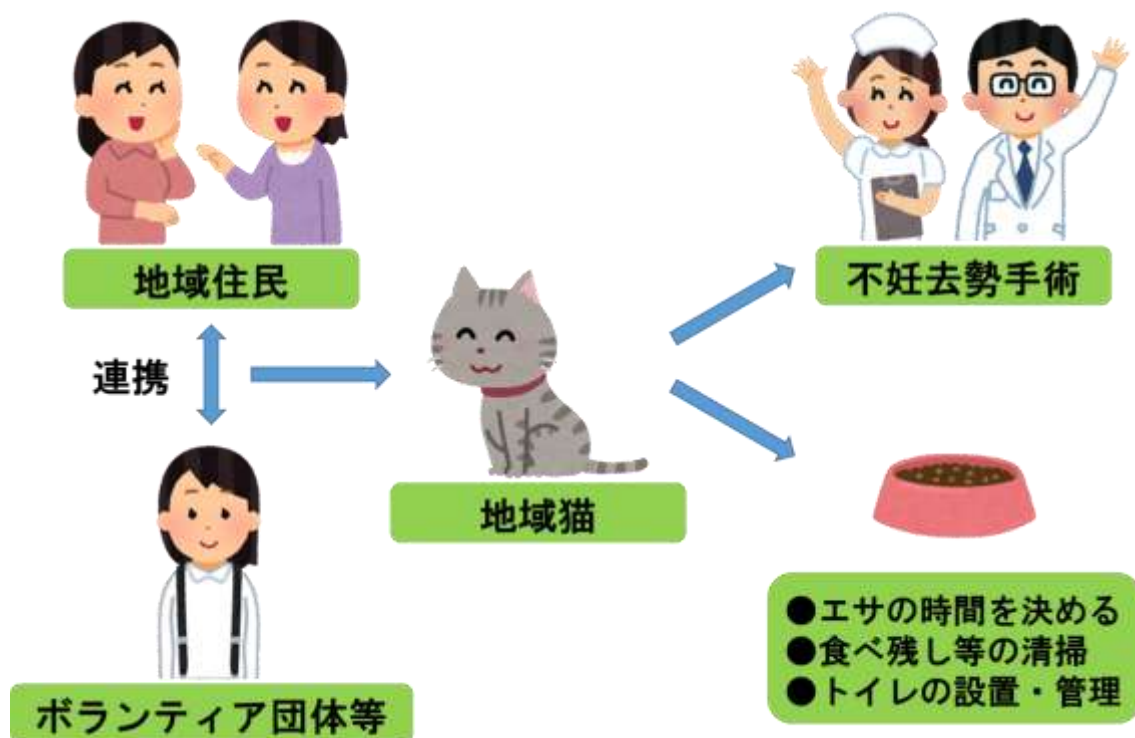
＜地域猫活動とは＞

地域住民の理解を得た上で、住民やボランティア団体などが、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫が命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動のことです。

このように、地域に住み着き、その地域に住む人たちの合意とルールの下で適切に管理されている猫のことを「地域猫」と呼んでいます。

適切な管理とは、時間を決めたエサやりや残ったエサの片付け、トイレの設置やフンの後始末などについてルールを決めて行うことです。

地域猫活動のイメージ図



<地域猫活動の効果>

1. 繁殖を防ぐための不妊去勢手術により、発情によるケンカや鳴き声が無くなり、尿の臭いが薄くなります。
2. エサやりのルール化によって、エサの散乱やゴミあさを防ぐことができます。
3. トイレの設置により、ふん尿の被害が減ります。
4. 飼い主のいない猫が減少します。



(出典:環境省パンフレット「もっと飼いたい?」より一部抜粋)

＜地域猫活動の役割分担＞

1. 地域住民

- (1)猫好き VS 猫嫌いではなく、地域全体の環境問題として捉えます。
- (2)命ある猫の「共生」を考えます。(飼い主のいない猫の排除、エサやり禁止ではトラブルは解決できません。)
- (3)不妊・去勢手術及び動物病院への運搬に協力します。
- (4)ルールを守って猫の世話や見守りを行います。

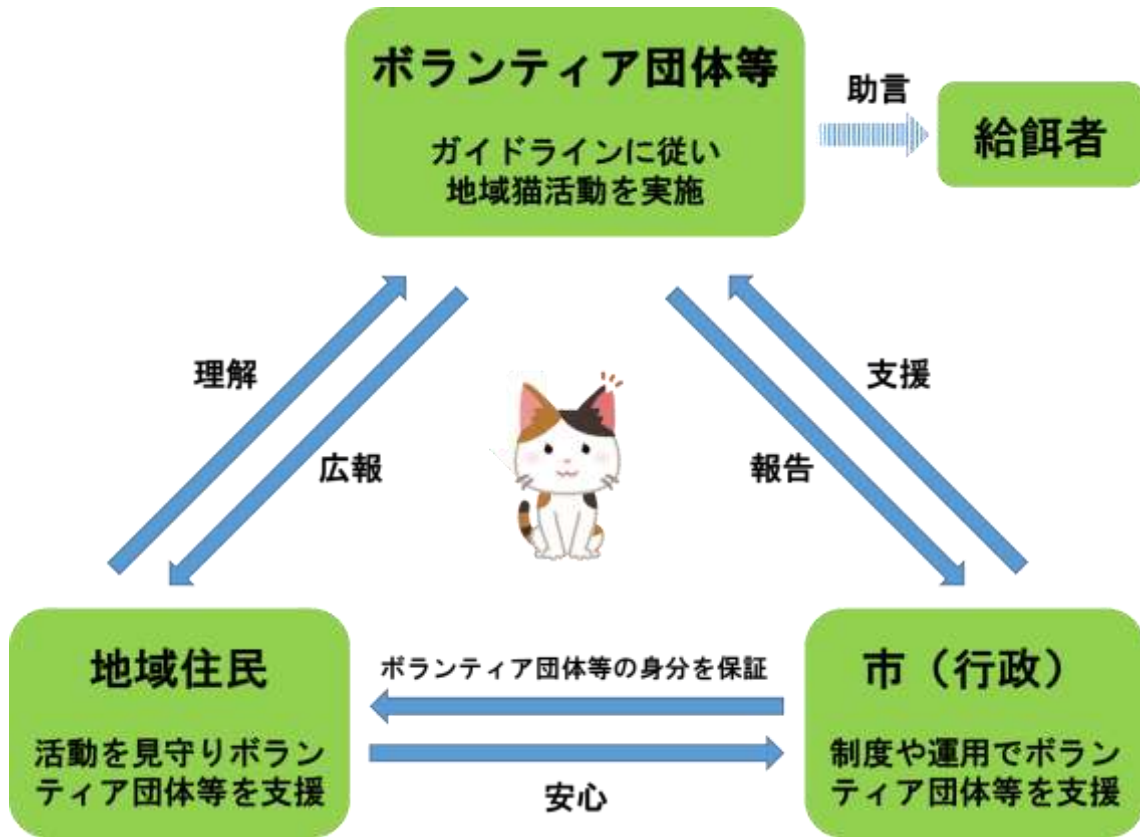
2. 行政

- (1)飼い主のいない猫問題は、地域住民間のトラブルと環境問題であるため、行政が関わります。
- (2)市民からの苦情や相談に対応します。
- (3)甲斐市TNR活動ガイドラインにより、活動の支援を行います。
- (4)広報やホームページなどを通して飼い主のいない猫対策に関する広報を行います。

3. ボランティア団体等

- (1)地域猫活動の普及、啓発を行います。
- (2)ノウハウの提供(猫の捕獲や手術に関すること、地域猫活動の具体的な進め方の周知・指導、市民からの猫相談対応など)を行います。
- (3)猫の捕獲や不妊・去勢手術への運搬を行います。

地域猫活動の役割分担イメージ図



＜地域猫活動の流れ＞

1. 活動グループの結成



2. 地域住民に説明・合意を得る



3. 地域の現状や対象の猫の把握



4. 活動の計画・ルール作り



5. 事業の実施



6. 飼育管理の実施

1. 活動グループの結成

活動を進め、継続していくためには多くの労力を要します。すでにボランティア活動をしている方々が主体となるのも良いでしょうし、地域で飼い主のいない猫のふん尿等に困っている方々が主体となるのも良いでしょう。

しかし、1人で始めるのではなく、活動への参加に賛同する人を必ず複数、地域の中で募りましょう。かわいそうな猫を助けてあげたい、地域の猫問題をなんとかしたいと思っている人は近くにいます。今は無責任にエサを与えているだけの人も、活動に参加してくれるかもしれません。

2. 地域住民に説明・合意を得る

地域猫活動の実施には周辺住民の理解が必要であり、地域の合意・理解は不可欠です。この活動は、一方的に行えば人間同士のトラブルの原因になり兼ねません。

まず、周辺の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で行いましょう。地域で話し合いを行う際は、実際に活動を行う人、自治会、活動(猫の管理)に反対の方など、様々な立場の人を含めてください。

地域には猫が好きな人・嫌いな人が混在します。特に、猫が嫌いな人の理解をすぐに得ることは難しいでしょう。また、既に猫による被害が多い地域では、地域との話し合いも難しいかもしれません。猫による迷惑をどうすれば少なくしていけるか地域の方と一緒に考え、少しずつ歩み寄っていくことも重要です。

3. 地域の現状や対象の猫の把握

地域猫にしていこうとする猫が何匹いて、それぞれがどのような猫か、どのようなエリアを行動範囲としているのか、誰にエサをもらっているのか、本当に野良猫ではないのかなど、猫によるトラブル・問題も含め把握しておくことが必要です。

活動地域の範囲を明確にし、こまめに写真を撮って記録しておきましょう。猫の写真は、人の証明写真のようなものである必要はありませんが、特徴などは分かるようにしましょう。後ほど不妊去勢手術を実施する際に、飼い猫ではないことの確認にも役立ちます。

4. 活動の計画・ルール作り

地域での猫の飼育管理の方法には「こうしなければならない。」というきまりはありません。しかし、地域の合意・理解を得るためにも、活動のルールを作ることは必要です。地域の方々と話し合いをする中で修正する必要も出てくるでしょう。また、地域での話し合いを持つことは、活動する人を地域から募る機会にもなります。意見を出し合い、素案を作るつもりで取り組みましょう。

ルールには、エサやり・ふん尿の処理などの場所・方法を定めるほか、グループ内で役割分担、ローテーションなどを決め、無理なく活動が継続できるような体制を作ります。

5. 事業の実施(捕獲、不妊去勢手術、リターン)

地域猫活動に不妊去勢手術は不可欠です。性成熟する前(生後6か月頃)に、オス・メスともに行うことが望まれています^{*}。また、手術済みの猫を再度手術しないために、そして、個体識別のためにも不妊去勢手術した猫には耳にV字カットを施し、元の場所に返しましょう(TNR活動)。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術は、感染症の院内感染源となる可能性があるなど、獣医師の負担も大きいようです。また、猫の捕獲が予定通りいかないこともあるため、事前に活動に理解のある動物病院へ協力を依頼しておくとういでしょう。

^{*}猫の体重、健康状態によっては手術できないこともあります。

6. 飼育管理の実施

(1)水・エサやり

水場・エサ場は、地域住民に迷惑がかからないような場所を選定し、固定します。

活動グループの構成員の管理地以外に設置する場合は、管理者の承諾が必要です。承諾を得る際には、書面などにより相互に確認しておいた方が良いでしょう。

エサは決められた時間に与え、それ以外には与えないようにします。量は猫が食べきれただけを与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃を心がけます。置きエサは絶対にやめましょう。カラスが来ることや、ハエ・ゴキブリなどの害虫発生や悪臭の原因になります。

残飯を与えると、猫のふん尿の悪臭を誘発し、また、猫が人間の食べ物の味を知ることによりゴミなどを漁ってしまう場合があるので、キャットフードを与えます。健康維持を考えて、エサの保管方法や賞味期限には配慮し、水は定期的に新鮮なものと交換しましょう。

(2)トイレの設置

地域住民の理解が得られる場所にトイレを設置し、そこで排せつさせるようにしましょう。水場・エサ場同様、設置には十分な配慮と管理者の承諾が必要です。

トイレは常に清潔に保ち、排せつ物は定期的に片付けましょう。

定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所に排せつしてしまっても、すみやかに処理、清掃します。

(3)その後の管理

世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握を行います。世話をする人が日によって変わる場合は、カルテなどを作って情報共有をしておくといいでしょう。

不妊去勢手術をしていない猫が入ってきた場合など、個体把握をしていれば対処が早くなります。また、エサ代や不妊去勢手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。



<飼い主のいない猫対策について>

大切な庭などに猫が侵入しないようにすることも大切です。敷地内での猫によるふん尿やいたずら被害、子猫の出産などで困っている場合には、まず家の周囲の不用品などを片付け、猫が隠れることができる隙間をなくしましょう。また、忌避剤などを使用する方法があります。

残念ながら猫除けには決定的な方法はありませんが、以下のグッズにより、効果があった事例があります。

以下の方法はいずれも虐待にはあたりません(山梨県動物愛護指導センターの見解)。

【忌避剤】

猫の嫌いな臭いや刺激性によって近づきにくくする方法です。猫が臭いに慣れてくると効かなくなるので、同じものを長く使用するのではなく、時々種類を変える必要があります。

対 策	方法と実施する時のポイント
市販の忌避剤	ペットショップやスーパーなどで販売している。 (短時間で効果あり。長期間の使用や雨との相性は悪い。)
食用酢	スポンジや布にしみこませて猫の通り道に置く。 (風上に置くなど場所がポイント)
木酢液	散布するか空き缶に入れて通路に置く。 (スポンジ等にしみこませて置くと効果が持続する)
コーヒー粕 どくだみ茶等の茶殻	通り道に散布する。
生ニンニク	細かく切ってまくか、目の細かい網の袋に入れて吊るす。 (散布、吊るす場所がポイント)
唐辛子	細かく切ってまくか、目の細かい網の袋に入れて吊るす。 ※唐辛子パウダーはアリが食べてしまう。
米のとぎ汁	とぎ始めの濃い汁を散布する。
柑橘類の皮	みかん等の皮をまく。
香辛料	カレー粉等の香辛料を通り道に散布する。

正露丸	正露丸を掘り起こされる場所に数個埋める。
ハーブ類	猫が嫌がる香りのハーブ類を植えるか、鉢植えを置く。 ※ランタナ、レモングラス、ユーカリ、ゼラニウムなど

【構造物】

猫にとって歩きにくい状態にしたり、侵入できないようにする方法です。

対 策	方法と実施する時のポイント
大きな石 とがった砂利(小石)	通り道に置く。(通行を困難にし、環境の変化で不安を煽る) とがった小石をまく。(足元が不快に感じる)
水をまく	掘り返すところにいつも水をまいておく。 (猫は濡れた場所を嫌う)
枯れ枝	枯れ枝を一面に敷く。(球根や種を守るのに効果あり)
ガムテープ	粘着面が上になるように、板やコンクリートに貼る。 (塀や狭い通路に効果あり)
とげ状シート	通路及び飛び上がる場所の足元に敷く。 (肉球が刺激されて不快になる)
園芸用の灰	通り道にまいておく。 (身体を舐める習性から、足の裏が汚れるのを嫌う)

【猫がやってきたときに追い払う方法】

対 策	方法と実施する時のポイント
水鉄砲等	猫に向かって水をかける。 (出来る限り人の姿を見せずに、自然現象に見せかける)
遠隔操作または センサー感知ブザー	ブザーが鳴ることで猫を驚かす。(防犯用として市販)
センサー感知超音波器	赤外線センサーにより猫が通ると超音波が発生する。 猫により反応が鈍い場合がある。また、猫が慣れてしまう場合もあり、費用対効果を考える必要あり。

水を入れたペットボトルを設置する方法はほとんど効果がありません。場合によっては火災の原因となるのでやめましょう。

(出典：山梨県動物愛護指導センター)

< 飼い猫の適正飼養 >

飼い主は、動物の習性などをよく理解し、動物にみだりに苦痛を与えないようにするとともに、動物が人に害を加えたり、近隣に迷惑をかけないように飼育しなければなりません。

次の項目は、猫を飼うときの基本的なことからです。適正な飼育をしましょう。

(1) 終生飼養

終生飼養とは、最期を看取るまで飼うことを言います。最も基本的で最も重大な飼い主の責任です。どうしても飼うことができなくなった場合は、責任をもって新しい飼い主を探しましょう。また、飼い始めた猫を途中で捨てることは、動物愛護管理法違反になり、重罰が規定されています。

(2) 屋内飼育

猫は屋内だけでも環境を整えてあげれば幸せに暮らすことができます。屋内で飼うことにより、飼い猫が交通事故や迷子になる恐れが無くなるほか、他の猫とのケンカによるケガや感染症を防止できます。また、鳴き声やふん尿などで近所に迷惑をかけることもありません。

(3) 不妊去勢手術

猫は生後約半年で妊娠が可能になると言われています。手術を施されていない野良猫や外猫から子猫が生まれ繁殖すると、ふん尿や鳴き声による苦情の原因や、多頭飼育崩壊にもつながります。不妊去勢手術を行うことで、望まない繁殖による不幸な子猫が増えることを防ぐことができます。

(4) トイレのしつけ

トイレのしつけがされていない外猫は、公共の場所や他人の敷地に排せつして迷惑をかけます。猫は自分のふん尿を一定の場所に埋める習性があるため、市販のトイレ砂などにマタタビなどを仕込んだ猫用トイレを自宅に設置することで、簡単にトイレのしつけができます。

(5) 飼い主の明示

猫が迷子になるのを防ぐために、迷子札など飼い主の身元がわかるものを装着することが重要です。さらに、マイクロチップ[※]を装着することで、迷子札が外れた時や災害発生時に保護された場合でも、確実に飼い主を特定することができます。なお、迷子札には、飼い主の名前と連絡先を明記しましょう。

※マイクロチップとは？

動物の個体識別装置で、直径2mm、長さ8mm～12mmの円筒形の電子標識器具です。動物病院などで注射針より少し太い専用の注入器(インジェクター)を使って猫の皮下に埋め込みます。痛みは普通の注射と同じくらいといわれており、麻酔は必要ありません。チップには世界共通の15桁の数字が記録されておりこの番号を専用の読取器(リーダー)で読み取ることで、猫の個体識別が可能になります。

↓

令和2年6月、犬や猫に所有者の情報を記録したマイクロチップ装着を義務付ける改正動物愛護管理法が施行されました。登録された犬や猫を購入した飼い主には、情報変更の届け出が義務付けられます。既に飼養されている犬や猫への装着は努力義務ですが、マイクロチップを装着することで、迷子になった犬猫の特定が可能となり、また、遺棄抑制につながると言われています。ほかにも、生後56日以内の犬猫の販売禁止や動物虐待に対する罰則強化も行われました。

(6) 正しい知識

猫の習性などを知ることで猫の行動を理解することができます。例えば、猫は爪の手入れやマーキング、気分転換などの目的で爪とぎをします。猫のお気に入りの爪とぎグッズを自宅に用意しましょう。

(7) 健康管理

日頃から、食欲、動作、排せつ物などに異常がないか注意しましょう。異常が見つかったら、早めに獣医師に相談しましょう。猫は、感染症や生活習慣病など様々な病気にかかるので、定期的な健康診断やワクチン接種などの感染症予防、ノミ・ダニの予防などの健康管理は、獣医師と相談して適切に実施しましょう。

＜猫に関する法令等＞

「糞尿被害に困っている。飼い主のいない猫を殺処分してほしい。」

「庭に糞をされて腹が立ち、飼い主のいない猫を虐待してしまった。」

→犬猫を殺傷した場合5年以下の懲役または500万円以下の罰金
(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)

「迷惑だから家の近くにいる野良猫を別の場所に移して欲しい。」

→犬猫を遺棄した場合1年以下の懲役または100万円以下の罰金
(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)

「飼い主のいない猫にエサやりをするのは自由のはず。なぜ不妊・去勢手術やトイレの世話までしなければならないのか。」

→飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するように努めること。

(環境省告示:家庭動物等の飼養及び保管に関する基準)

「昔から猫は外飼いでいる。なぜ今さら屋内で飼わなければならないのか。」

→猫の所有権等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。

(環境省告示:家庭動物等の飼養及び保管に関する基準)

<よくある質問Q&A>

Q. 猫を捕まえて処分する方が早いのでは？

A. 猫が増えた原因についての対策をせずに、処分することで数を減らそうとしても、捕えきれずに残った猫が新たに子猫を産んだり、移り住んできた猫などにより、元の状態に戻ってしまうケースが多くあります。

「動物が命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待しないようにし、人と動物の共生に配慮する」という動物愛護管理法の基本原則に則り、地域猫活動のような、処分以外の方法も実施してみるべきと考えます。

Q. エサやりを禁止してしまえばよいのでは？

A. 単にエサやりを禁止しても、隠れてエサをやるようになるだけで、問題は解決しないことが多いようです。「エサやり禁止」の看板を立てることで「飼い主のいない猫が集まる場所」ということを周囲にアピールしてしまうので、逆に捨て猫が増えるケースもあります。

また、エサを与えないようにすると、猫はエサを求めて生ごみを荒らしたり、屋内に侵入して食べ物を物色したりと、被害が増大することも考えられます。

Q. 不妊去勢手術をされていれば地域猫なの？

A. 「地域猫活動」とは、「地域に住み着いた野良猫に不妊去勢手術を施して、これ以上増やさないようにし、その猫がその命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動」のことです。

これが最近では、不妊去勢手術さえしていれば「地域猫」と呼んだり、「地域で猫を飼うこと」という意味になってしまっている場合があります。

エサやりやトイレの設置についてルール化することなども含めて地域で適切に管理していくことを「地域猫活動」といいます。

Q. エサはどうやって与えるの？

A. エサを与える場所を決め、できるだけ同じ時間に与えます。水も与えてください。猫が食べ終わったら、残りのエサは片づけてください。他の動物が来ないようにするため、置きエサはしないでください。

Q. 猫用トイレはどうやって作るの？

A. 猫は清潔な場所を好み、砂地や柔らかい土を選んでふん尿をする習性があります。できるだけまとまってさせるために次の点を考慮してトイレを設置してください。また、トイレ用資材の中にマタタビを仕込むと効果的です。

- ①雨のかからないような乾いた場所を選びましょう。
- ②砂や土を少し盛り上げるようにしておきましょう。
- ③エサ場から少し離れたところにトイレを設けましょう。

Q. エサやりやトイレの管理は誰がするの？

A. 地域住民の方が行います。「エサやり」や「トイレの管理」、「周辺の清掃」について、それぞれ担当する方を決めて実施してください。地域猫による被害を防ぐための最も重要な活動になります。

Q. 不妊去勢手術をする費用は誰が負担するの？

A. 猫の不妊去勢手術費については、現在本市での補助等はありません。そのため、原則活動をする方の自己負担となりますが、自治会・地域住民との話し合いで寄付を募るなどの方法も考えられます。また、公益財団法人どうぶつ基金が「さくらねこ無料不妊手術事業」として交付しているチケットを利用することで、該当する支援動物病院で無料で不妊去勢手術を行うことができます。その他、公益財団法人日本動物愛護協会が「犬猫の殺処分低減活動」として、全国を対象に飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部を助成しています。

Q. 不妊去勢手術をする時はどうやって捕まえるの？

A. 猫は警戒心が強く、いざ捕まえようとしてもなかなか上手に捕まえることができません。数回に分けて行くと、猫同士のコミュニケーションで警戒心がさらに強くなるため、できる限り短期間で捕まえるようにしてください。時間と場所を決めてエサを与えていれば、猫はその時間、その場所に姿を現すようになりますので、その時に捕まえましょう。

甲斐市飼い主のいない猫対策ガイドブック
～人と猫の共生する地域社会を目指して～

発行：令和4年4月

編集：甲斐市生活環境部環境課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

TEL:055-278-1706(ダイヤルイン)

FAX:055-276-7214